

(別添)

## 個人情報に関する管理・取扱いについて

練馬区(練馬区生活困窮者自立支援事業受託事業者を含む。以下、「当機関」という。)が生活困窮者自立支援事業を実施するにあたり、個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方は、以下のとおりです。

### 【取組方針】

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、練馬区個人情報保護条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

### 【個人情報の取得方法】

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

### 【利用目的】

ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

#### ◎当機関の業務内容

- ◆ 相談支援業務
- ◆ プランの策定・評価

#### ◎利用目的

- ◆ 支援業務を円滑に行うため
- ◆ 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- ◆ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

### 【個人情報の内容】

当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- ◆ 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ◆ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ◆ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ◆ 収入、資産、債務等経済的状況
- ◆ 福祉制度利用状況
- ◆ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

### 【第三者への提供の制限】

ご相談者(又は代理人)の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者(又は代理人)の同意を得た上で、ご相談者の個人情報を関係機関・者等(別表で例示した機関)に対して提供することがあります。

(別添)

また、例外として、練馬区個人情報保護条例第16条第3項に従って、同意を得ずに関係機関・者等に対して情報提供する場合があります。

◎同意を得ずに第三者に提供する場合(練馬区個人情報保護条例第16条第3項の定めによる)

- ◆ 法令等に定めがあるとき
- ◆ 出版、報道等により当該管理個人情報の内容が公にされているとき
- ◆ 人の生命、身体、健康または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ◆ 専ら統計の作成のために利用し、または提供する場合で、本人の利益権利を不当に侵害するおそれのないとき
- ◆ 以上の場合のほか、あらかじめ練馬区個人情報公開および個人情報保護運営審議会の意見を聴いて公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認めるとき

### 【保存期間】

ご相談者の情報の保存は、利用申込日より開始し、支援終了日の属する年度の翌年度の4月1日から5年経過後に終了します。その後は、適切な方法(溶解処理等)により廃棄します。

### 【安全管理措置】

ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

### 【継続的改善】

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本規程を適宜見直し、ご相談者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

### 【別表】関係機関・関係者等の例示

- ・練馬区総合福祉事務所 ・練馬区保健相談所 ・練馬区高齢者相談センター ・練馬区国保年金課
- ・練馬区税務課 ・練馬区収納課 ・練馬区子育て支援課 ・練馬区保育課 ・練馬区子ども家庭支援センター
- ・前記以外の練馬区関係各課および業務受託事業者
- ・練馬区社会福祉協議会関係各課 ・民生委員・児童委員
- ・就労応援ねりま ・ハローワーク池袋 ・シルバー人材センター ・レインボーワーク
- ・ねりま若者サポートステーション ・地域生活支援センター
- ・小学校、中学校、高等学校
- ・他区市の自立相談支援機関
- ・法テラス ・東京弁護士会 ・東京都多重債務者等相談窓口(生活サポート基金)
- ・東京都消費生活センター
- ・医療機関
- ・特別区人事・厚生事務組合 ・自立支援センター